

VIII. 障がい等のある入学志願者の事前相談

障がい等があり、受験上及び修学上の配慮を必要とする者は、出願書類提出前に本学学び・学生支援機構入試課へご相談ください。相談内容によっては本学において事前の準備を必要とする場合がありますので、各学生募集要項公表後、できるだけ早急にご相談ください。

次表に相談例を示しますので参考にしてください。ただし、この相談例に限定するものではありません。

なお、相談の期限は、各入試の出願開始日の1か月前までとします。

期限以降でも不慮の事故等のため受験上・修学上の配慮を必要とされる場合については、早急に本学学び・学生支援機構入試課へご連絡ください。

相談期限や相談方法などの詳細は、各学生募集要項をご確認ください。

相談例	
①視覚障がい	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は困難なもの
②聴覚障がい	補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は困難なもの
③肢体不自由	1. 肢体不自由により、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難なもの 2. 肢体不自由により、常時の医学的観察指導を必要とするもの
④病弱	1. 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患により、医療又は生活規制を必要とするもの 2. 身体虚弱により、生活規制を必要とするもの
⑤発達障がい	自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい等のため配慮を必要とするもの
⑥その他	①～⑤以外の者で配慮を必要とするもの